

介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開 (見える化要件)

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。令和6年6月の介護報酬改定において介護職員等の処遇改善加算が1本化され「介護職員等処遇改善加算」が創設され、当法人においても算定を行っております。

なお、当該加算算定の要件として下記を満たす必要があります。

介護職員等処遇改善加算に基づく取組について、
ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

上記の「見える化」要件に基づき、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組みにつきまして、以下の通り公表いたします。

処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）

| 区分 | 内容 |
|---------------------|--|
| 入職促進に向けた取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ・ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の実績 |
| 資質の向上やキャリアアップに向けた支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ・ 上位者・担当者によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機械の確保 |
| 両立支援・多様な働き方の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ・ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換制度の整備 |
| 腰痛を含む心身の健康管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 短時間勤務労働者も受診可能な健康診断・ストレスチェックや従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 |
| 生産性向上のための業務改善の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築 ・ 現場の課題の見える化を実施 ・ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減 |
| やりがい・働きがいの醸成 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ・ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 |